

平成 19 年 12 月 10 日

各 位

会 社 名 フリービット株式会社  
(コード番号3843：東証マザーズ)  
本社所在地 東京都渋谷区円山町3番6号  
代 表 者 代表取締役社長 石田 宏樹  
問 合 せ 先 代表取締役副社長 田中 伸明  
電 話 番 号 03-5459-0522 (代表)  
(URL <http://www.freebit.com/>)

第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ  
(行使価額修正条項付)

～新中期経営計画「SiLK VISION 2010 ver. 2.0」実現に向けた資金調達～

当社は、平成 19 年 12 月 10 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当による第 4 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行およびファシリティ契約の締結を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権の発行に係る募集の目的

<募集の目的>

当社は、「Being The NET Frontier! (インターネットを広げ、社会に貢献する)」という企業理念に基づき、インターネットに関わるコアテクノロジーの開発、大規模システムの運用といった技術力を背景に、社会のブロードバンド化、ユビキタス化を進める推進力となることで、事業の拡大を図っております。

本年 3 月 20 日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場上場時に調達した資金や上場による信頼度の向上などを活かしたユビキタスネットワーク社会における成長戦略として、本年 6 月に中期経営計画「SiLK VISION 2010」を策定いたしました。今期は当中期経営計画の初年度にあたり、2010 年 4 月期において売上高 100 億円、経常利益 15 億円という計画達成に向けて順調なスタートを切っております。

その中期経営計画の中心となるものとして、ユビキタスネットワーク技術を活かしてインターネット接続事業者（以下、「ISP 事業者」といいます。）が様々なネットワークサービスの媒介役となる「Ubiquitous HUB」構想があり、既存 ISP 事業者への資本参加または買収により以前までの「黒子」としての存在だけでなく、自ら顧客を持つ ISP 事業を営むことで、従来の ISP 事業者の概念を変革する「ユビキタスプロバイダ」の事業領域の確立に向け積極的に取り組んでおります。本年 8 月には東京電力グループの株式会社ドリーム・トレイン・インターネットを買収し連結子会社化しております。同社の事業規模は、平成 19 年 3 月期実績で売上高 16,232 百万円、当期利益 580 百万円となっており、中期経営計画「SiLK VISION 2010」における数値目標を前倒しで達成できる見通しとなっております。

そのため、当社では新たなチャレンジ領域を盛り込んだ新中期経営計画「SiLK VISION 2010 ver. 2.0」を本日付で公表しており、その計画においても資金調達の必要性を認識し、具体的に検討を重ねてまいりました。

この度の第 4 回新株予約権の発行は、新中期経営計画「SiLK VISION 2010 ver. 2.0」の実現に向け、

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

自己資本の更なる充実による財務基盤の強化ならびに新たな成長資金の獲得を目指すものであり、獲得した資金は ISP 事業者の買収資金や運転資金等に充当する予定であります。また、今後それらの資金需要が発生した際に機動的な資金調達を行うことができる体制を整えることを目的としております。

#### <今回の資金調達の特徴>

本新株予約権の発行および割当先と締結予定のファシリティ契約による資金調達スキームの主な特徴は下記のとおりとなっております。

- 本新株予約権の行使価額は、平成 20 年 1 月 4 日以降、行使請求日前日までの 3 取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されます。ただし、当社が行使価額修正の決定（別添新株予約権の発行要項第 12 項第 (2) 号に記載）を取締役会にて決議した場合、行使価額は、修正開始日以降、平成 21 年 12 月 4 日まで、行使請求日前日までの 3 取引日の売買高加重平均価格の平均値の 92%に修正されます。
- 割当先は、以下に概要を記載するファシリティ契約の締結により、平成 20 年 1 月 4 日から平成 21 年 12 月 4 日までの間、当社が取締役会決議により、行使可能期間および行使可能個数を定めるまで、本新株予約権の権利行使を行うことができません。

本スキームにより、当社は、機動的な資金調達手段の確保が可能になります。具体的には、資金需要が生じ、かつ他に有利な条件の資金調達手段が確保できない場合において、上記行使価額の修正に関する取締役会決議および行使可能通知を行い、本新株予約権の行使を促すことを予定しております。

また、本新株予約権には、行使価額に上限を設けていないため、当社株価が大幅に上昇した場面では、調達金額は行使価額の上昇に応じて増加し、当社が株価上昇のメリットを享受できる設計となっております。

#### <ファシリティ契約について>

当社は、大和証券エスエムビーシー株式会社（以下、「割当予定先」といいます。）に対し第 4 回新株予約権 450 個を第三者割当の方法で発行し、金融商品取引法による届出の効力発生後に割当予定先との間でファシリティ契約を締結いたします。本契約の概要は下記のとおりとなります。

- 平成 20 年 1 月 4 日以降、平成 21 年 12 月 4 日までの期間（以下、「ファシリティ期間」といいます。）においては、当社取締役会が必要と認めない限り、割当予定先は権利行使ができません。なお、ファシリティ期間経過後、行使期間満了までは割当予定先は当社の許可なく権利行使が可能となっております。
- 割当予定先は、当社取締役会が定める行使可能期間中に限り、行使可能個数を上限として、本新株予約権を行使することができます。当社は、行使可能期間および行使可能個数を定めた場合、行使可能期間開始日の前取引日までに、行使可能期間開始日、行使可能期間終了日および行使可能個数を指定し、割当予定先に通知いたします（以下、「行使可能通知」といいます。）。
- 当社は、ファシリティ期間中、何度でも行使可能通知を行うことができます。行使可能期間内においても、7 取引日前までに新たな行使可能通知を行うことにより、何度でも行使可能期間および行使可能個数を変更することができます。また、7 取引日前までに撤回通知を行うことにより、行使可能通知を撤回することができます。
- 割当予定先は、当社が指定した行使可能期間および行使可能個数の範囲内で自由裁量により複数回に分割して権利行使を行うことが可能です。なお、割当予定先は、当社が行使可能通知を

ご注意： この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

行った場合においても、本新株予約権を行使する義務を負うものではありません。

- 当社は、割当予定先に対して、行使可能通知、撤回通知または行使価額修正の通知をした場合には、速やかに適時開示を行います。

## 2. 調達する資金の額及び使途

### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

2,102,701,000 円

上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算して算出しております。行使価額が修正または調整された場合には、上記概算額は増加または減少いたします。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記概算額は減少いたします。

### (2) 調達する資金の具体的な使途

手取概算額 2,102 百万円については、ISP 事業者の買収および提携投資ならびにブロードバンド化事業およびユビキタス化事業拡大のための事業資金および運転資金等に充当する予定です。当社グループの新中期経営計画に則り、インターネット接続サービス分野において数万人のユーザーを保有する規模の ISP 事業者との間で行う提携投資および事業買収を進め、当社連結子会社である株式会社ドリーム・トレイン・インターネットの事業に統合していく予定です。当該資金は、新中期経営計画の実現に向けた資金であるため、2010 年 4 月期までに充当する予定です。また、ISP 事業者の買収および提携投資等が実現しなかった場合には、全額運転資金等に充当する予定であります。なお、当社が割当先に対し、本新株予約権の行使可能通知を行った際に、具体的な使途および金額を改めて決定いたします。

### (3) 調達する資金の支出予定時期

調達資金を支出する時期は、上記（2）で述べた事業買収および提携投資等の計画が具体化し、その支払が実際に発生した時点となりますが、当該時期は現時点ではまだ確定しておりません。したがって、資金需要が具体化し、本新株予約権の行使可能通知を行った際に具体的な内容を追加開示いたします。

### (4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

上記のとおり、調達した資金により事業買収および提携投資等を進めることは当社の業容の拡大および収益性の向上に寄与するものと考えております。

## 3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（平成17年4月期のみ連結）（単位：千円）

決 算 期	平成 17 年 4 月期	平成 18 年 4 月期	平成 19 年 4 月期
売 上 高	3,606,136	3,712,965	4,384,607
営 業 利 益	△409,202	105,538	220,295
経 常 利 益	△438,343	87,901	180,969
当 期 純 利 益	△422,323	88,504	233,641
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	△35,371.90	6,998.14	17,625.84
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	-	-	-
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	28,127.81	92,319.01	118,939.91

(注) 当社は、平成 17 年 4 月期においては連結財務諸表を作成しておりますが、平成 18 年 4 月期に子会社を売却したことに伴い、連結子会社の重要性が乏しくなったため、平成 18 年 4 月期および平成 19 年 4 月期については連結財務諸表を作成しておりません。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況（平成19年12月7日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	44,850 株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数の総数	3,027 株	6.75%

(注) 1. 上記潜在株式数は全てストックオプションによるものです。

2. 尚、当該ストックオプションは、行使価額が予め決まっており、行使価額の修正条項が付されておられません。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数および潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	44,850 株	100%
当初の行使価額（463,100 円）における潜在株式数の総数	4,500 株	10.03%
下限値の行使価額における潜在株式数の総数	4,500 株	10.03%
上限値の行使価額における潜在株式数の総数	上限行使価額はありません。	—

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成18年4月期	平成19年4月期	平成20年4月期
始 値	—	484,000 円	558,000 円
高 値	—	810,000 円	1,460,000 円 □475,000 円
安 値	—	416,000 円	550,000 円 □352,000 円
終 値	—	545,000 円	421,000 円

(注) 1. 平成20年4月期の株価は、平成19年12月7日現在で表示しております。

2. 当社は、平成19年3月20日をもって東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価について該当事項はありません。

3. □印は、株式分割（平成19年12月1日、1株を3株に分割）による権利落後の株価であります。

② 最近6か月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始値	880,000 円	1,240,000 円	1,140,000 円	1,100,000 円	1,100,000 円	1,260,000 円
高値	1,420,000 円	1,460,000 円	1,160,000 円	1,390,000 円	1,460,000 円	1,260,000 円 □475,000 円
安値	811,000 円	992,000 円	685,000 円	775,000 円	1,090,000 円	888,000 円 □352,000 円
終値	1,220,000 円	1,150,000 円	1,060,000 円	1,070,000 円	1,230,000 円	421,000 円

(注) □印は、株式分割（平成19年12月1日、1株を3株に分割）による権利落後の株価であります。

ご注意： この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

③ 発行決議前営業日における株価

	平成 19 年 12 月 7 日現在
始 値	426,000 円
高 値	435,000 円
安 値	415,000 円
終 値	421,000 円

(5) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当てによる第 4 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

発 行 期 日	平成 19 年 12 月 28 日
調 達 資 金 の 額	2,102,701,000 円（差引手取概算額）
募集時点における 発行済株式数	44,850 株
当該募集における 潜在株式数	当初の行使価額（463,100 円）における潜在株式数：4,500 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は現時点で未定ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 4,500 株です。
割 当 先	大和証券エスエムビーシー株式会社

(6) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

下記に記載されているエクイティ・ファイナンスは、いずれも当社普通株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場される前に行われたものです。また、表示の株式数は株式分割（平成 19 年 12 月 1 日、1 株を 3 株に分割）前の数値であります。

・第三者割当増資

発 行 期 日	平成 17 年 5 月 31 日
調 達 資 金 の 額	271,800,000 円（発行価額：600,000 円）（差引手取概算額）
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	12,121 株
当 該 増 資 に よ る 発 行 株 式 数	453 株
割 当 先	株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ 株式会社オービックビジネスコンサルタント
当 初 の 資 金 使 途	借入金返済 271,800 千円
支 出 予 定 時 期	平成 17 年 9 月
現時点における充当状況	当初の資金使途に従い借入金返済に充当済みであります。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

・第三者割当増資

発行期日	平成17年12月27日
調達資金の額	192,000,000円（発行価額：600,000円）（差引手取概算額）
募集時における発行済株式数	12,574株
当該増資による発行株式数	320株
割当先	株式会社オービックビジネスコンサルタント 出井伸之
当初の資金使途	借入金返済192,000千円
支出予定時期	平成18年4月
現時点における充当状況	当初の資金使途に従い借入金返済に充当済みであります。

・第三者割当増資

発行期日	平成18年4月30日
調達資金の額	99,600,000円（発行価額：600,000円）（差引手取概算額）
募集時における発行済株式数	12,894株
当該増資による発行株式数	166株
割当先	楽天株式会社
当初の資金使途	借入金返済99,600千円
支出予定時期	平成18年8月
現時点における充当状況	当初の資金使途に従い借入金返済に充当済みであります。

・公募増資

発行期日	平成19年3月19日
調達資金の額	514,650,000円（発行価額：255,000円）（差引手取概算額）
募集時における発行済株式数	13,060株
当該増資による発行株式数	1,700株
当初の資金使途	データセンターのサーバ設備の増強およびソフトウェア開発等の設備投資225,000,000円、借入金の返済160,238,000円、残額は社債の償還に充当
支出予定時期	平成19年7月
現時点における充当状況	設備投資への充当を19,582,000円、借入金の返済への充当を154,500,000円、社債の償還への充当を37,500,000円に変更し、残額を株式会社ドリーム・トレイン・インターネット株式の公開買付資金に充当しております。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

#### 4. 大株主及び持株比率

募集前（平成 19 年 10 月 31 日現在）	
石田 宏樹（2,917 株）	19.51%
田中 伸明（2,326 株）	15.55%
ソニー株式会社（823 株）	5.50%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）（683 株）	4.56%
株式会社オービックビジネスコンサルタント（375 株）	2.50%
株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ（333 株）	2.22%
大藪 崇（288 株）	1.92%
木村 太郎（240 株）	1.60%
村井 純（240 株）	1.60%
ゴールドマンサックスインターナショナル（232 株）	1.55%

※ 今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主数及び持株比率」を表示しておりません。

#### 5. 今後の見通し

今回の資金調達による、今期業績予想への影響はございません。

#### 6. 発行条件等の合理性

##### （1）発行条件が合理的であると判断した根拠

本スキームでは新株予約権を第三者割当の方法により発行し、別途ファシリティ契約を割当予定先である大和証券エスエムビーシー株式会社と締結する予定です。これにより、契約期間中においては当該新株予約権について、当社による行使可能通知（行使可能期間および行使可能個数を指定）がなければ新株予約権者は権利行使が行えないこととなります。従って、本スキームには、資金の需要状況、株式市場環境、当社の株価水準等を総合的に勘案しつつ、権利行使（希薄化・自己資本増強）の程度とタイミングを当社が行使可能通知を通じておおよそコントロールできるという特長があります。

また、新株予約権の払込金額については、金融工学の専門家が作成した金融理論に基づいて算出される本新株予約権の理論価値をもとに決定いたしました。具体的には、本新株予約権の発行要項および割当先との間で締結する予定のファシリティ契約に定められた諸条件を考慮し、その一定の特性に関する検討結果を加味して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果、本新株予約権 1 個の払込金額を金 52,780 円（1 株当たり金 5,278 円）といたしました。

##### （2）発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

①本新株予約権の目的である当社普通株式の合計 4,500 株に対し、当社株式の上場以来における 1 日当たり平均出来高は 6,201.5 株であり、②平成 19 年 12 月 7 日現在の発行済株式総数に対する本ファイナンスによる潜在株式数の比率は 10.0%程度となる見込みであることから、本新株予約権の行使に伴う発行総額は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断いたしました。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

7. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

①	商 号	大和証券エスエムビーシー株式会社		
②	事 業 内 容	金融商品取引業		
③	設 立 年 月 日	平成4年8月21日		
④	本 店 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
⑤	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 吉留 真		
⑥	資 本 金	255,700 百万円		
⑦	発 行 済 株 式 数	3,800 株		
⑧	純 資 産	575,797 百万円 (単体)		
⑨	総 資 産	9,319,505 百万円 (単体)		
⑩	決 算 期	3月31日		
⑪	従 業 員 数	2,002 名 (単体)		
⑫	主 要 取 引 先	投資家および発行体		
⑬	大株主及び持株比率	株式会社大和証券グループ本社 60% 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 40%		
⑭	主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行		
⑮	上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：－ 当社が保有している割当予定先の株式の数：－	
		取 引 関 係	該当事項なし	
		人 的 関 係	該当事項なし	
		関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項なし	
⑯	最近3年間の業績			
	決 算 期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
	営 業 収 益 ( 百 万 円 )	203,609	292,446	240,709
	純 営 業 収 益 ( 百 万 円 )	185,373	266,449	201,919
	営 業 利 益 ( 百 万 円 )	67,133	113,473	55,815
	経 常 利 益 ( 百 万 円 )	73,781	116,180	70,992
	当 期 純 利 益 ( 百 万 円 )	46,514	68,616	39,869
	1 株 当 たり 当 期 純 利 益 ( 円 )	14,400,262	21,138,505	10,771,640
	1 株 当 たり 配 当 金 ( 円 )	5,393,437	9,000,000	6,830,000
	1 株 当 たり 純 資 産 ( 円 )	131,376,541	145,538,076	151,525,682

(注) ⑧、⑨については、平成19年3月31日現在のものです。

⑩については、平成19年10月31日現在のものです。

⑮については、平成19年12月7日現在のものです。

## (2) 割当先を選定した理由

割当予定先である大和証券エスエムビーシー株式会社とは、資金調達に関する初期検討の段階から、協議・検討を重ねてきた経緯があり、また、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有していることから、既存株主、株価への影響等に配慮しつつ自己資本の拡充を図りたいという当社のニーズを実現するためには、同社を割当先とすることが最適であると判断いたしました。また、権利行使により同社が取得した株式が投資家へ譲渡される場合において、同社の有する幅広い顧客層から当社株式への需要創出が期待されることも同社を割当先を選定した理由の一つです。

なお、本割当は、日本証券業協会会員である大和証券エスエムビーシー株式会社により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める自主規制規則「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

## (3) 割当先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先である大和証券エスエムビーシー株式会社は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権は譲渡せず、本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式は適時適切に売却する方針です。

当社と大和証券エスエムビーシー株式会社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第435条第2項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づきMSCB等の買受人による転換または行使を制限するよう措置を講じています。

## (4) 株券貸借に関する契約

当社は、割当予定先である大和証券エスエムビーシー株式会社との間で、本新株予約権の行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の本買取案件に関わる空売りを目的として、当該株式の借株を行わない旨を合意する予定であります。

なお、割当予定先である大和証券エスエムビーシー株式会社と当社の役員、役員関係者および大株主との間で株券貸借取引契約の締結を行う可能性があります。現時点では契約内容に関して決定した事実はありません。

以 上

## 第4回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 フリービット株式会社第4回新株予約権  
(以下「本新株予約権」という。)
2. 新株予約権の総数 450個
3. 新株予約権の  
払込金額 本新株予約権1個当たり52,780円  
(本新株予約権の払込総額23,751,000円)
4. 申込期間 平成19年12月28日
5. 新株予約権の割当日 平成19年12月28日
6. 新株予約権の払込期日 平成19年12月28日
7. 募集の方法 第三者割当の方法により、大和証券エスエムビーシー株式会社に全ての新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類および種類ごとの数の算定方法  
本新株予約権の目的である株式の種類および総数は当社普通株式4,500株とする(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、10株とする。)  
ただし、第9項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
9. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
  - (1) 当社が第13項の規定に従って行使価額(第10項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、第13項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。
  - (2) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨てるものとする。
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第13項第(2)号および第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、第13項第(2)号②ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
10. 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額
  - (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初463,100円とする。ただし、第12項または第13項に従い、修正または調整される。

- 1 1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 1 2. 行使価額の修正
  - (1) 平成20年1月4日以降、行使価額は、第20項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の前日まで（当日を含む。）の3連続取引日（ただし、売買高加重平均価格の算出されない日は除く。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。
  - (2) 前号にかかわらず、当社は、当社取締役会が、資金調達のために必要と認めて、次号に従って行使価額が修正される旨を決議した場合には、かかる決議の日の本新株予約権者に対してその旨および修正開始日（以下に定義する。）を通知したうえで、かかる決議の翌営業日（以下「修正開始日」という。）以降、次号に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定することができる。修正開始日は、平成20年1月4日以降に到来する日とする。
  - (3) 修正開始日以降、行使価額は、時価算定期間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に修正される。
  - (4) 前号にかかわらず、平成21年12月5日以降、行使価額は、本項第（1）号に定める修正後行使価額に修正される。
  - (5) 本項第（1）号乃至第（4）号にかかわらず、第17項各号に従って本新株予約権の全部が取得される場合、かかる取得のための公告または通知がなされた日のいずれか早い日の翌々営業日以降、行使価額は、時価算定期間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の105%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に修正される。
  - (6) 本項第（1）号、第（3）号および前号に定める修正後の行使価額の算出において、
    - (i) 時価算定期間内に第13項で定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該時価算定期間内の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されるものとし、
    - (ii) かかる算出の結果得られた金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の50%に相当する金額（以下「下限行使価額」という。ただし、第13項による調整を受ける。）を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。
- 1 3. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第（2）号乃至第（4）号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式にかかり増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第（3）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第（3）号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第（3）号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価

ご注意： この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第（３）号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号③または⑤による行使価額の調整が行われている場合には、（i）上記交付が行われた後の本項第（３）号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ii）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式 1 株当たりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第（２）号乃至第（４）号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第（３）号②に定める時価を下回る価額になる場合

（i）当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

（ii）当該取得請求権付株式等に関し、本号③または上記（i）による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第（３）号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号③乃至⑤における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

- ⑦ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるため

の基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を初めて適用する日（ただし、本項第（2）号⑦の場合は基準日）に先立つ 4 5 取引日目に始まる 3 0 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。
- ③「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を初めて適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第（2）号乃至第（4）号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第（2）号乃至第（4）号に基づき「交付普通株式数」とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。
- ④本項第（2）号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第（2）号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (4) 本項第（2）号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部もしくは一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(2)号にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第12項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
14. 行使価額の修正または調整の通知  
第12項または第13項により行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の行使価額、修正後または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、第13項第(2)号②ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
15. 本新株予約権の行使期間  
平成20年1月4日から平成22年1月7日まで。  
ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
16. その他の新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
17. 本新株予約権の取得条項  
(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり42,100円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。  
(2) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり42,100円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。  
(3) 当社は、本新株予約権の発行後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、本新株予約権1個当たり42,100円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。なお、上記5連続取引日の間に第13項で定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値は、本号の適用上、当該事由を勘案して調整されるものとする。
18. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
19. 本新株予約権の行使請求および払込の方法  
(1) 本新株予約権を行使する場合には、(i)当社が定める様式の行使請求書に必要事項を記載してこれに記名押印したうえで、これを第15項に定める本新株予約権の行使期間中に第24項に定める行使請求受付場所に提出し、または、かかる方法に代えて、(ii)第15項に定める本新株予約権の行使期間中に第24項に定める行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を当社および当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。  
(2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求書の提出または行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第2

5項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。

- (3) 本新株予約権の行使請求に必要な書類を第24項に定める行使請求受付場所に提出し、または、第24項に定める行使請求受付場所に対して本新株予約権の行使請求に必要な事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。
20. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期  
本新株予約権の行使請求の効力は、(i)行使請求に必要な書類の全部が第24項に定める行使請求受付場所に到着し、または、第24項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ(ii)当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第19項第(2)号に定める口座に入金された日に発生する。
21. 株券の交付方法  
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後すみやかに株券を交付する。
22. 本新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由  
本発行要項および割当先との間で締結する予定のファシリティ契約に定められた諸条件を考慮し、その一定の特性に関する検討結果を加味して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果、本新株予約権1個の払込金額を金52,780円(1株当たり金5,278円)とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成19年12月7日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を10%上回る額とした。
23. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
24. 本新株予約権の行使請求受付場所  
フリービット株式会社 総務人事部(担当する部署に変更があった場合には、当該変更後の担当部署)
25. 本新株予約権の払込金額の払込および本新株予約権の行使に関する払込取扱場所  
株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店
26. 読み替えその他の措置  
当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
27. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
28. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上